

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 5 日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由により、本件処分の違法性、不当性を主張している。

この生活保護基準では、憲法 25 条が保障する健康で文化的な人間らしい生活ができません。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年3月13日	諮問
平成31年4月23日	審議（第32回第4部会）
令和元年5月28日	審議（第33回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法8条1項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするとき認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

2 これを本件について検討すると、処分庁は、平成30年9月4日厚生労働省告示第317号により保護基準が改定されたこと（本件改定）に伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成30年10月1日より変更されることとなり、また、経費とされていた介護保険料の特別徴収額が、同月より月額2,250円から2,300円に増額となったことにより、請求人の収入認定額が変更となったことから、変更日を同日（10月1日）として、請求人に対し、「介護保

除料特別徴収額の変更により収入認定額を変更します。基準改定により最低生活費変更。」との理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

本件処分については、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、①支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費について見ると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、70～74歳・1人世帯・1級地―1の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われており、また、②経費とされていた介護保険料の特別徴収額に係る上記変更（10月より月額2,250円から2,300円に増額変更）に伴う、収入認定額の変更（月額50円の減）を行っているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、第3のとおり主張するが、上記2に述べたとおり、本件処分は、保護基準が本件改定により改定されたこと並びに経費とされていた介護保険料の特別徴収額が、同月より変更となったことにより請求人の収入認定額が変更されたこと、によるものであり、いずれの変更についても法令等に従って適正になされており、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができないことは明らかである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美